

民間委託の導入について

1 趣旨

本市では、令和7年3月に第5次行財政改革大綱を定め、持続可能な財政運営と人口減少を見据えた組織づくりに取り組むこととしています。

この大綱の基本方針に基づき、これまで市で行っていた業務の一部を、県内各市町の例を参考に、民間事業者に委託することを検討しています。

2 対象業務

民間事業者に委託するのは、次の4つの施設の業務です。

なお、将来にわたって安定的なサービス提供を担保するため、市が業務に関与できる契約とします。

- (1) 保育施設給食センター
- (2) 学校給食センター
- (3) 放課後児童クラブ
- (4) 児童館

3 期待される効果

(1) 良質なサービス

民間事業者が培った知識や経験、人材を活用することで、良質なサービスを提供します。

(2) 従業員の資質向上

民間事業者の人材ネットワークや様々な経験を生かした指導・研修等により、従業員の資質向上が図られます。

(3) 業務の効率化

民間事業者のノウハウに基づいた柔軟な運営や従業員の適正配置、労務管理の効率化により、業務の効率化とコスト抑制を図ります。

4 受託者の選定方法

公募型プロポーザル方式

※提案者の知見、技能、経験等を見極め、最も適した民間事業者を選定します。

5 業務分担

各施設の運営・管理等は、引き続き市が行います。

民間事業者は、市が定める業務委託仕様書に基づき必要な人材を確保し、市からの指示を受け業務を行います。

<市と民間事業者の業務分担イメージ>

対象施設	市	民間事業者（受託者）
保育施設給食センター 学校給食センター	◎事業の統括 ・献立、調理指示書の作成 ・食材の購入・検収 ・食育の実施 ・施設の管理	・給食の調理及び運搬 ・食器等の回収及び洗浄 ・食材の納品受取 ・調理員等の採用 ・労務管理
放課後児童クラブ	◎事業の統括 ・児童クラブの開設・閉設 ・入会の決定 ・保護者負担金の決定徴収 ・施設の管理	・児童クラブのサービス提供 ・入会の受付 ・支援員の採用 ・労務管理
児童館	◎事業の統括 ・施設の管理 ・使用料の決定徴収	・来館者へのサービス提供 （居場所提供、遊びによる育成） ・来館者の受付対応 ・遊戯室の解放

6 参考

本市を除く県内22市町の導入実績は、次のとおりです。

施設区分	導入実績あり	導入実績なし
保育施設給食センター 学校給食センター	18	4
放課後児童クラブ	16	6
児童館（設置市町11市町）	2	9